

京都市教育委員会告示第4号

京都市立高等学校の通学区域に関する規則第2条第1項の規定により、次のとおり京都市立高等学校の通学区域の調整を行い、平成20年度第1学年入学者に適用する。

平成19年10月30日

京都市教育委員会

| 調整の対象となる通学区域 | 高等学校名 | 学科（類）及び人数 |
|-----------------------|------------|--------------|
| 口丹通学圏（周山中学校の通学区域に限る。） | 京都市立紫野高等学校 | 普通科第Ⅲ類 10人以内 |

（教育委員会事務局指導部学校指導課）